

岐阜市職員措置請求に係る監査結果の公表

令和8年3月18日付けで提出されました岐阜市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により監査した結果を下記のとおり公表します。

令和8年5月14日

岐阜市監査委員	中本一美
岐阜市監査委員	御子柴慎
岐阜市監査委員	谷藤錦司
岐阜市監査委員	箕輪光顕

記

第1 監査の請求

1 請求人
(略)

2 措置請求書の受付
令和8年3月18日

3 請求の要旨

請求人から提出された措置請求書の要旨及び事実を証する書面は次のとおりである。なお、請求の要旨及び求める措置については原文のまま記載した。

(請求の要旨及び求める措置)

令和7年度「I」地区敬老事業について情報公開請求及び事業の主催者である「I」自治会連合会への質問と回答により、地区敬老事業補助金を虚偽申請して不正受給し、公的資金に損害が生じていると推認できることが判明しました。

このことについて、地区敬老事業補助金の交付事務を担当する高齢福祉課に調査を依頼したところ、補助金について適正に使用されているか確認すべき職責があるにもかかわらず、地区敬老事業の実施方法や対象者は自治会連合会に任せているとして調査を行わず不正行為を容認して事務の執行に不作為があります。

今回の事案は、補助金適正化法に抵触する行為でもあり容認することは、公正公平であるべき行政事務執行に対する市民の信頼を損なうものであり監査請求をします。

請求の詳細は別紙「敬老補助金事業措置請求の詳細」のとおりです。

(以下、別紙「敬老補助金事業措置請求の詳細」(以下「措置請求の詳細」という。))

1. 岐阜市の敬老補助金事業の概要

岐阜市(以下「市」)は、地区敬老事業(以下「敬老会」)を実施した場合、開催費の一部を助成する敬老補助金制度があります。

市が、長年にわたり社会にしてきた高齢者に敬意を表し、その長寿を祝福するもので、敬老会を実施する対象者を特定し敬老補助金(以下「補助金」)を申請した地区自治会連合会長に対し、均等割100,000円+人員割り1,000円×対象者数(80歳以上)を補助金として交付しています。

申請制度を取っていますが、敬老会対象者の市民全員に補助金が交付され、敬老会の開催費はこの補助金でほぼ全額が賄われています。(証16)

市は敬老会開催について文書で各地区自治会連合会長に敬老会の補助金申請をするよう依頼し、敬老会に招待する高齢者を把握するための名簿や宛名シールの作成・提供を行っていて、(証1)実体的には各地区自治会連合会長と個別に委託契約を交わし実施している高齢者に対する福祉事業です。

2. 令和7年度「I」地区における敬老会補助金の申請・交付・受給・事業報告の事実

「I」自治会連合会(以下「連合会」)は市から補助金申請の提出要請を受けた。(証2)

高齢福祉課が地区敬老会に招待する高齢者を把握することを目的に、住民基本台帳ファイルから個人情報抽出し(証1)作成した「高齢者名簿(80歳以上)(自治会用)」(1,009名記載)(証3)の送付を受けた「I」連合会長「A」氏(以下「連合会長」)は各支部の自治会長・班長に依頼し存否確認を実施し(証13)、1,008名(335名の自治会未加入者も含む)について地区敬老事業を実施するとして、令和7年8月1日に補助金等交付申請書(以下「申請書」)(証4)を提出した。

高齢福祉課は、同日申請書を受理し、審査しこれを認め1,108,000円(均等割100,000円+(@1,000円×1,008人))を補助金として交付し、連合会長はこれを受給した。

連合会長は、敬老会実施後、令和7年10月6日に、交付を受けた補助金の全額を費消した旨の令和7年度補助事業等報告書(以下「報告書」)(証5)を提出し、同日、高齢福祉課はこれを受理し、審査し、認めた。

3. 令和7年度「I」地区敬老会の実施の事実

下表1は、報告書及び連合会に請求人が敬老会について質問した質問書の回答により作成したものであり、連合会事務担当者もこの表に間違いがないと認めている。(証14)

表1 令和7年度「I」地区敬老会実施状況表

敬老事業該当者 (補助金申請・交付者)		人数	祝い品 購入数	単価	祝い品 配布残数
内 訳	敬老会 式典出席者	166	200	1,550	34
	招待者 式典欠席者	507	600	968	93
	敬老会に招待されな かった人	335	0	—	0
計		1,008	800	—	0

敬老会は式典と、出席者に一人当たり1,550円の祝い品、欠席者に一人当たり968円の祝い品贈呈を行い併せて市長のメッセージ(文書)を贈呈した。

その他出席者に一人当たり100円のお茶を配布し、一部出席者(70名)には一人当たり864円(総額60,500円)相当の送迎を行った。また高齢者施設へ補助金として46,000円を寄付した。

祝い品配布残数は127個(総額142,724円)と過大であった。

また、予算配分は一部の招待者に偏重していた。

この表1から敬老事業対象者(補助金交付者)でありながら敬老会に招待されなかった人(敬老事業を実施してもらえなかった人)が、335名と多数存在することが認められる。

これらの人は、市から補助金が交付されていて祝意を受けるべき権利を有する人でありながら敬老会開催者である連合会長が恣意的に敬老会から除外したことにより市からの祝意を受ける機会を失い不利益を被った。

また、個人情報は何の利益もないのに同意なく収集され補助金申請・受給のために利用されていて個人情報保護法、及び岐阜市個人情報等取扱規程第6条に反する扱いを受けた。(証9)

表2は令和6年度分であるが、令和7年度と同様に自治会未加入者280名が令和7年度と同様の理不尽な扱いを受け、不利益を被ったことが認められる。

表2 令和6年度「I」地区敬老会実施状況表

敬老事業該当者	人数	祝い品	単価	祝い品
---------	----	-----	----	-----

(補助金申請・交付者)				購入数		配布残数
内 訳	敬老会 招待者	式典出席者	154	200	1,349	46
		式典欠席者	580	600	968	20
	敬老会に招待しなかつた人		280	0	—	0
計			1,014	800	—	66

敬老会は式典と、出席者には一人当たり1,349円の祝い品、欠席者には一人当たり968円の祝い品贈呈を行い併せて市長のメッセージ（文書）を贈呈した。

一部出席者（62名）には一人当たり975円（総額60,500円）相当の送迎を行った。

また高齢者施設へ補助金として49,000円を寄付した。

祝い品配布残数は66個（総額81,414円）と過大であった。

4. 連合会長の不正行為の事実

- (1) 「I」自治会連合会は令和元年度から敬老会を自治会員だけを対象に実施していて（証12）（証13）連合会長は令和7年度も自治会員だけで実施すると認識しながら、自治会未加入者も対象にすると偽って申請書を提出し、市から自治会未加入者335名分の敬老会補助金335,000円を含んだ1,008名の補助金1,108,000円を受領した。

補助金の虚偽申請と不正受給（詐取）により、市に公的資金335,000円の損害を与えたと推認できる。

- (2) 敬老会は申請した敬老事業該当者から自治会未加入者335名を除外し、自治会員だけを対象に行い、敬老会へ招待しなかった335名分の補助金335,000円は、これを収奪し、市に返還することなく、自治会員673名でこれを費消した。（証5）

- (3) 敬老会へ招待しなかった335名分の補助金335,000円は、敬老事業を実施していないのであるから補助金を受給する理由がなく市の公的資金に損害を与えたと推認できる。

- (4) 敬老会招待者に贈呈する祝い品については、「令和7年度「I」敬老会のご案内」（証7）の出欠席申込書（証8）により8月初旬には必要数を把握出来る状況で、敬老会開催までに会議を4回行っているので過大に購入する必要はなかったと思料する。

余剰分（142,724円相当）の祝い品を、自治会連合会他行事で使用していて（証14）補助金の目的外使用を行ったと推認できる。

5. 市（高齢福祉課）（「以下高齢福祉課」）の不当事項

- (1) 高齢福祉課は、市の公的資金である補助金が適正に使用されていることを管

理する職務を担当しており、報告書の審査は善良なる管理者の注意をもって精査する義務があるにもかかわらずこれを怠り過失があった。

補助金交付者数1,008名と敬老会招待者数（出席者＋欠席者）673名に335名の差異があることを見逃し善良なる管理者の注意をもって精査し、差異を質せば不正受給を発見できたのにこれを怠った過失がある。（証5）

- (2) 高齢福祉課は市民から「I」地区の敬老会で不適切な補助金の使用があるとの指摘に対し、「対象者、実施方法は自治会連合会に任せている」とし、調査せず不正を容認し補助金の損害回復を行わず事務執行に不作為があった。（証17）

6. 自治会未加入者の損害

- (1) 自治会未加入者は、本人の同意なく個人情報収集され、その情報が補助金申請に利用され、自分の受ける利益はなにもなく自分のために交付された補助金が他人のために使用されその分の損害を受けた。
- (2) 自治会未加入者は、組織に属していないため市の依頼した自治会連合会が今回の様に敬老会の対象者から除外すれば敬老会の恩恵を受ける術は全く閉ざされることとなり不公平である。

7. 市長（高齢福祉課）に求める措置

- (1) 連合会長が不正受給した補助金の返還請求を行う措置

連合会長に令和7年度補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書の修正と不正受給した335名分の補助金335,000円及び目的外使用した142,724円の自主返還を促し、公的資金の損害回復を図ることを求めます。

令和6年度についても時効を過ぎていないので、令和6年度補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書の修正と不正受給した280名分の補助金280,000円及び目的外使用した総額81,414円の自主返還を促し、公的資金の損害回復を図ることを求めます。なお、補助金不正受給の時効は5年である。

- (2) 自主返還に応じない場合の措置

連合会長が自主返還に応じない場合は、不正行為を繰り返して悪質性が高いので補助金適正化法の不正受給、目的外使用事案、あるいは詐欺事案として関係機関へ告発することを求めます。

- (3) 令和7年度敬老会で自治会未加入者が排除された事に対し事後的に是正するための措置

自治会未加入者が不当に敬老会の対象者から除外され、市の祝意を受けられなかった事については、市にも依頼者としての責任があるので、救済措置として自治会員が贈呈を受けたと同等の祝い品と市長のメッセージを交付することを求めます。

- (4) 令和8年度について不正な交付申請が行われないようにするための事前措置

「I」自治会連合会は令和8年度も今まで通りで行うとしており（証14）不適切な補助金申請が行われないう、地区全員を対象としない場合は、個人情報保護法及び岐阜市個人情報等取扱規定第6条に照らし、令和8年度の「高齢者名簿（80歳以上）（自治会用）」の提供はできないことを通知しておくことを求めます。

（5）「I」自治会連合会が令和8年度敬老会について自治会未加入者を排除して行った場合の措置

自治会未加入者が不利益を受けないよう、社会福祉協議会等代替りの事業者を選定しておくことを求めます。

（6）交付要綱の改定を行う措置

高齢福祉課は「地区敬老事業終了後に各地区から提出される実績報告書と収支決算書を確認している」としてはいますが（証17）いずれにも領収書及び誰に対してどのような事業（式典参加、祝い品贈呈のみ、敬老会辞退）を行ったかの事実証明書が添付されていません。（証5）

法、あるいは社会通念として、「確認」とは、申請書通りに敬老会が実施されたかを事実証明書を見て確かめることであり、高齢福祉課の言っていることは実体のない言葉だけであり、[報告書]の審査を行っていないことと同じであると思料します。

また、情報公開請求により取得した各地区の令和7年度地区敬老事業収支決算書を点検すると、敬老会の趣旨に合わない経費（金婚・ダイヤモンド婚・老人ホーム祝い金・敬老施設補助金・飲食費）の支出があり補助金使用の公正さを損なうもので不適切です。（証6）

令和2年度岐阜市包括外部監査報告書（証15）で監査結果の指摘として高齢福祉課に対し「補助対象経費を個別・具体的に定めるべき」としている。

飲食費については受益者負担とし、補助対象経費から除くべきとの指摘もされている。

更に、[規範]の項で補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、「補助確定額が明確に確認出来るよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましい」としている。

令和4年度岐阜市包括外部監査報告書（証16）においても指摘があるのに高齢福祉課は検討中として放置している。

どれだけの時間をかければ検討が終わるのか、市の行政（高齢福祉課）には社会通念としての時間の観念が欠落しているようで残念です。

今回の措置請求においても、事実証明書の添付が義務づけられています。

包括外部監査は、外部の専門家が岐阜市の監査機能に対する住民の信頼を高めるために報酬を払い行われるものと承知しています。

包括外部監査報告書の指摘をないがしろにしている高齢福祉課職員は地方公務員法に定める義務規定「サービスの根本基準（法第30条）」を遵守していな

いと思料します。

令和8年度の敬老会は交付要綱を改正し、補助対象経費を個別・具体的に定め、報告書に事実証明書の添付を義務付けることを求めます。

事実証明書は、貸し出しした「高齢者名簿（80歳以上）（自治会用）」に実施状況チェック欄（式典参加・祝い品贈呈のみ・辞退）を設け、チェックさせ、報告書提出時に返納させれば解決します。

8. 今後高齢福祉課に望むこと

請求人が高齢福祉課に対し行った今回の一連の問い合わせについての対応は、福祉（社会の構成員に等しくもたらされるべき幸福）を担当する職責にありながら自らの敬老補助金事業を進めるうえで支障が出ないよう組織力を持つ連合会長におもねて不正に目をつぶり組織に属さない弱者である自治会未加入者を見捨てているように映り、悲しかった。

今回の事を省みて今後は公平な事務執行をされるよう望みます

(添付書類)

本件に関する事実証明として、次の書類の写しが提出された。

- ① 自治会連合会主催の地区敬老会に招待する高齢者を把握するための保有個人情報利用提供申請書兼諾否書（令和7年4月1日付け）（証1）
- ② 令和7年6月2日付け各自治会連合会長宛の令和7年度「地区敬老事業」について（お願い）（証2）
- ③ 令和7年6月9日現在の高齢者名簿（80歳以上）（自治会用）（証3）
- ④ 令和7年8月1日付け「I」自治会連合会から市に提出された補助金等交付申請書（証4）
- ⑤ 令和7年10月6日付け「I」自治会連合会から市に提出された補助事業等実績報告書（証5）
- ⑥ II～XI自治会連合会から市に提出された令和7年度地区敬老事業費収支決算書（証6）
- ⑦ 「I」自治会連合会長から敬老会対象者に送付された令和7年度「I」敬老会のご案内文書（証7）
- ⑧ 令和7年度「I」敬老会出欠席申込書（証8）
- ⑨ 岐阜市個人情報等取扱規程（令和5年3月28日改正）抜粋（証9）
- ⑩ 令和6年8月1日付け「I」自治会連合会から市に提出された補助金等交付申請書（証10）
- ⑪ 令和6年9月30日付け「I」自治会連合会から市に提出された補助事業等実績報告書（証11）
- ⑫ 令和7年12月5日付け要望者宛て回答書（証12）
- ⑬ 令和7年12月19日付け「I」自治会連合会副会長宛て敬老会について

の質問書（証13）

- ⑭ 令和8年1月29日付け「I」自治会連合会副会長宛て敬老会についての質問書2（証14）
- ⑮ 令和2年度岐阜市包括外部監査報告書（抜粋）（証15）
- ⑯ 令和4年度岐阜市包括外部監査報告書（抜粋）（証16）
- ⑰ ホームページから福祉部高齢福祉課への問合せに対する高齢福祉課の回答（証17）

なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。

第2 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和8年3月24日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、令和8年4月2日に、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人はおおむね次のような趣旨の陳述を行った。

なお、次の証拠の提出があった。

- ⑱ 令和7年度地区敬老事業費収支決算書（XII自治会連合会）（証18）

なお、この書面については、監査結果への記載を省略した。

(1) 措置請求の詳細の補正

ア 「措置請求の詳細1」3行目、「長年にわたり社会に」の次に、「貢献」の字句を記入することを忘れていたため、補記をお願いします。

イ 「措置請求の詳細2」4行目～5行目に「高齢者名簿（80歳以上）（自治会用）」（1,009名記載）（証3）」と記した。名簿に1009番までの番号があったため、誤認したが、名簿の42番は欠番であることが判明した。（証2 別紙1）

したがって「（1,008名記載）」が正しいと思うため、そのように訂正をお願いします。

(2) 措置請求の詳細5（2）の補足

長年、地域の高齢者の見守りや相談に熱心に携わり、地域の事情に精通している元民生委員のB氏から、民生委員在任時に自治会連合会会長や高齢福祉課長等に「「I」地区の敬老会では自治会未加入者が除け者にされていておかしいのではないかと、何度も電話し、足を運んで話をしたが「敬老会のやり方は自治会連合会に任せている」と、まるで他人事のような対応に終始し、もどかしかったと聞いている。このような事実から、高齢福祉課職員は、「I」地

区敬老会の状況を把握されていたものとする。

(3) 措置請求の詳細 7 (5) の補足

地区敬老事業補助金交付要綱第 2 条には、「補助金の交付対象となる者は自治会連合会」と規定されていて、「I」自治会連合会のように「自治会未加入者については、敬老会に招待しない」とした場合、自治会未加入者は補助金の交付を受けることができず、制度的に不公平が生じる。

市の敬老補助金制度は自治会連合会が敬老会該当者（80 歳以上）全員を招待することを前提に制度設計されたものと思われ、一部の該当者を除外することになれば、制度として成り立たなくなるのではないかと危惧する。

(4) 措置請求の詳細 7 (6) の補足

高齢福祉課は、収支決算書に領収書の添付を義務づけていないとしているが、支出を裏付ける領収書がなければ決算書に記載された金額について信憑性を担保するものがなく数値が正しいことは確認できないと考える。

私は、収支決算書には支出の事実を確認するために、受け取ることが困難なものを除き、領収書の添付が必要であると考えるので、義務づけるよう改めることを求める。公金を使用する場合は一定の規律が必要と考える。

(5) 監査委員の質疑の際に陳述した内容

請求人は、監査委員の質疑において、次のとおり認識を示した。

ア 地区敬老事業補助金を虚偽申請して不正受給し、公的資金に損害が生じていると推認したのは、市に情報公開請求をして資料を見た時と、自治会連合会への質問に対する回答を得た時である。

イ 余剰分の祝い品等が、自治会連合会において具体的にどのような他事業で使用されたかは分からない。自治会連合会の敬老会の実務担当である自治会連合会副会長に質問し「他の事業に用いた」と回答を得た。

ウ 自治会未加入者の人数は資料に直接記載がないが、自治会連合会からの回答書（証 1 3）に記載されている内容を基に推測したものである。

エ 高齢者施設入所者の自治会加入状況を確認できる客観的な資料はない。

オ 高齢者施設入所者がマイクロバスによる送迎で敬老会に出席したという事実の有無については、不知である。

カ 岐阜市地区敬老事業補助金交付要綱において、支給された補助金が対象者以外のために使用されてはならないという記載はない。

キ 「I」地区における敬老会の案内文書は、自治会連合会から各支部に分けられ、支部長から各町内の自治会長へ送付される。その後、自治会長から各班長に案内文書が渡され、各班長が配付を行う。回答は、各班長が回収し、配付と同じく自治会長、支部長を経由して自治会連合会で集約される。

ク 高齢者施設入所者 4 6 名（令和 7 年度）が「I」自治会連合会の区域内に住所を有する方であるかは分からない。

ケ 岐阜市地区敬老事業補助金交付要綱が、補助対象経費を個別具体的に定め、

実績報告書に事実証明書の添付を義務付けるよう改正されていれば、今回の事案はある程度防げたと考えている。

コ 金婚・ダイヤモンド婚、老人ホーム祝い金については、それぞれ他の制度でのお祝いが行われている。敬老施設補助金は別途実施されるのが妥当である。飲食費については予算を考慮するとアルコール類を提供できる費用は捻出できないため、敬老会の経費に合わない経費と考えている。

サ 敬老会の案内文書に貼付されている宛名シールは、高齢福祉課が自治会連合会の要望に基づいて作成される。班長である自分に届いた宛名シールが貼付された案内文書には、自分が知る自治会未加入の80歳以上の高齢者宛ての文書がなかった。

2 監査対象事項

措置請求書及び請求人の陳述内容を検討した結果、岐阜市地区敬老事業補助金交付要綱（平成11年3月18日決裁。以下「本件要綱」という。）に規定する岐阜市地区敬老事業補助金（以下「敬老事業補助金」という。）について、

- (1) 令和6年度及び令和7年度における「I」自治会連合会（以下「本件自治会連合会」という。）に対する敬老事業補助金（以下「本件補助金」という。）の交付決定（法第232条の3に規定する支出負担行為）、支出並びに額の確定及び交付決定の取消し（減額を内容とする支出負担行為）は、法第242条第1項に規定する、違法又は不当な公金の支出又は債務の負担に該当するか
- (2) 本件補助金に係る損害賠償請求及び返還請求の不作为は、法第242条第1項に規定する、違法又は不当に財産の管理を怠る事実に該当するかを監査対象とした。

なお、請求の趣旨のうち個人情報に係る事項は、法第242条第1項が規定する請求の対象となる行為に該当しないから、監査の対象としない。

3 監査対象部局

福祉部

4 監査対象部局の陳述

監査の一環として、令和8年4月14日に監査対象部局の職員から陳述を聴取したところ、おおむね次のとおり説明があった。

- (1) 敬老事業補助金は、長年にわたり社会に貢献された高齢者に敬意を表し、その長寿を祝福するために、各自治会連合会が実施する事業に対して、その健全な運営を図ることを目的として、本件要綱に基づき、必要な経費を補助するものである。
- (2) 敬老事業補助金の額は、各地区の80歳以上の高齢者数に1,000円を乗じた金額と10万円を合算した金額であり、前金払で交付している。80歳以上の高

- 齢者数は、補助金額の積算根拠である。敬老事業そのものの実施方法や対象者は、各自治会連合会が主催者として、各地域の事情に合わせて判断している。
- (3) 各自治会連合会に対して、80歳以上の方の氏名や住所が記載された名簿を提供している。名簿は、敬老会に招待する高齢者を把握するという限定的な目的で、岐阜市個人情報等取扱規程に基づき、市民課から個人情報を取得し、作成している。
- なお、自治会連合会や個人から名簿への掲載を辞退する申出があった場合、情報提供の対象から除外している。
- (4) 各自治会連合会から提出される補助事業等実績報告書（事業報告書及び収支決算書が添付されている。）と補助金等交付申請書（事業計画書及び収支予算書が添付されている。）を照合して事業の実施状況等を確認している。領収書の添付を義務付けてはいないが、不明な点があれば、各自治会連合会に問い合わせ内容の確認を行った上で、敬老事業補助金の額を確定している。
- (5) 請求人が示した方法により敬老事業補助金を積算し、及び交付している点については、認める。満80歳以上全員を敬老の対象とすべきとする請求人の主張については、否認する。
- (6) 本件自治会連合会の不正行為の事実については、不知である。「I」地区における令和7年度の交付金額は、80歳以上の高齢者数1,008人について、 $1,008人 \times 1,000円 + 地区割100,000円$ の合計1,108,000円を交付した。また、令和6年度は、80歳以上の高齢者数1,014人について、 $1,014人 \times 1,000円 + 地区割100,000円$ の合計1,114,000円を交付した。
- (7) 補助事業の実施方法や対象者については、自治会連合会が、主催者として、各地域の実情に応じて判断されるものであり、このことを踏まえて本件自治会連合会会長が、673人を敬老会の対象者としたものである。
- (8) 福祉部は、各自治会連合会から提出された補助事業等実績報告書（事業報告書及び収支決算書が添付されている。）を確認し、敬老事業補助金の額を確定している。
- (9) 補助事業等実績報告書添付の事業報告書に記載されていた、「I」地区の式典当日の出席者数・欠席者数と高齢者名簿（80歳以上）の人数の乖離、補助対象外経費（高齢者施設入居者への祝い金）が不明であったため、本件監査請求後に本件自治会連合会に口頭にて照会した。なお、高齢者施設入所者46名については、本件自治会連合会が敬老会の対象としたものとして適正であると判断している。
- (10) 請求人が主張する祝い品の余剰の目的外使用については、自治会連合会が活動のために使用することを認めている。余剰に係る詳細な確認は行っていない。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求の趣旨、添付書類、関係職員の陳述及び福祉部の決裁文書等から、次のような事実が認められる。

(1) 敬老事業補助金の概要

ア 目的

長年にわたり社会に貢献された高齢者に敬意を表し、その長寿を祝福する事業の健全な運営を図ることを目的として交付する補助金である(本件要綱第1条)。

イ 交付の対象

対象者は自治会連合会であり、対象経費は、地区敬老事業の運営に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める経費)である(本件要綱第2条)。

ウ 交付の限度額

予算の範囲内で、次に掲げる額を合算して得た額である(本件要綱第3条)。

(ア) 100,000円

(イ) 補助金の交付を受けようとする年度(以下「交付年度」という。)の3月31日現在において満80歳以上である者(交付年度の6月1日現在において、本市の住民基本台帳に記録されている者(当該自治会連合会の区域に住所を有する者に限る。)に限る。)の数に1,000円を乗じて得た額

エ 交付申請の期限

交付の申請は、交付年度の7月末日までに行う(本件要綱第4条)。

オ 交付

前金払により交付する(本件要綱第6条)。

(2) 令和7年6月2日付け自治会連合会会長宛て文書

令和7年度の敬老事業補助金について、令和7年6月2日付け自治会連合会会長宛て文書「令和7年度「地区敬老事業」について(お願い)」により、下記のとおり案内が示された。

ア 補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書及び補助金等概算払(前金払)請求書などの書類を、記載要領に基づき作成し、令和7年8月1日までに提出する(なお、本件監査の過程で、令和7年度の補助金等概算払(前金払)請求書全50件の請求日欄に「令和7年8月20日」と印字されていたことを確認した。)

イ 高齢福祉課から80歳以上の者の名簿を提供する。自治会連合会の希望があれば、加えて80歳以上の宛名シール、76歳から79歳の名簿及び宛名シールを提供する。

ウ 毎年9月の「敬老の日」前後に、各地区の自治会連合会が主体となって、地区敬老事業を実施する。

エ 地区敬老事業終了後、補助事業等実績報告書、事業報告書、収支決算書及

び高齢者名簿（存否確認を記録したもの）を提出する。

(3) 本件補助金の執行状況

ア 補助金の交付申請

本件自治会連合会が、岐阜市長宛て補助金等交付申請書（事業計画書及び収支予算書が添付されている。）を提出し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「交付規則」という。）第4条の規定による交付申請を行った。内容は下記の表に記載のとおりである。

なお、本件補助金の額は、いずれも、本件要綱第3条の規定による交付の限度額と同額である。

	令和6年度	令和7年度
申請日	令和6年8月1日付け	令和7年8月1日付け
交付申請額（かつこ内は限度額）	1,114,000円（100,000円＋@1,000円×1,014人）	1,108,000円（100,000円＋@1,000円×1,008人）

※上記交付申請額の欄の人数は、交付年度の3月31日現在において、満80歳以上である者（交付年度の6月1日現在において、本市の住民基本台帳に記録されている者（本件自治会連合会の区域に住所を有する者に限る。）に限る。）である（本件要綱第3条第2号）。

イ 補助金の交付決定

高齢福祉課担当職員が、決裁「地区敬老事業補助金の交付決定について」を起案し、福祉部長が専決して、交付規則第5条第1項の規定による交付決定を行った。内容は下記の表に記載のとおりである。

なお、専決者は、岐阜市事務決裁規則（昭和46年岐阜市規則第32号。以下「決裁規則」という。）第3条第1項の「決裁の手續の過程は、順次所属上司の決裁を得て、専決者又は市長の決裁を受けなければならない。」、及び第13条第1項に規定する「部長及び課長等の専決事項」のうち、

「別表第1 共通専決事項」

「財務に関する事項」

「ア 支出負担行為等に関する事項」

の表において、「負担金、補助及び交付金」の「その他」の「交付決定等伺」が「部長」とされていることによる。

	令和6年度	令和7年度
起案日	令和6年8月14日	令和7年8月9日
決裁日	令和6年8月17日	令和7年8月18日
交付決定額	1,114,000円	1,108,000円

ウ 支出負担行為（法第232条の3）

福祉政策課担当職員が、支出負担行為書「地区敬老事業補助金」を起案し、福祉政策課長が専決した。内容は下記の表に記載のとおりである。

なお、決裁区分は、決裁規則第13条第1項に規定する「部長及び課長等

の専決事項」のうち、

「別表第1 共通専決事項」

「財務に関する事項」

「ア 支出負担行為等に関する事項」

の表において、「負担金、補助及び交付金」の「その他」の「支出負担行為書」が「課長等」とされていることによる。

予算執行の目及び節の名称は、(目) 老人福祉費、(節) 負担金、補助及び交付金である。

	令和6年度	令和7年度
起案日・決裁日	令和6年8月19日	令和7年8月19日
支出負担行為額	1,114,000円	1,108,000円

エ 補助金交付決定の通知

高齢福祉課が、岐阜市長名で、本件自治会連合会宛て補助金等交付決定通知書により、交付規則第7条に規定する補助金交付決定の通知を行った。内容は下記の表に記載のとおりである。

	令和6年度	令和7年度
交付決定の通知日	令和6年8月19日付け	令和7年8月19日付け

オ 補助金の請求

本件自治会連合会が、交付規則第18条第2項及び本件要綱第6条の規定により、岐阜市長宛て補助金等概算払(前金払)請求書を提出して、本件補助金の交付を請求した。内容は下記の表に記載のとおりである。

	令和6年度	令和7年度
請求日	令和6年8月19日付け	令和7年8月20日付け
請求額	1,114,000円	1,108,000円

カ 支出命令(法第232条の4第1項)

福祉政策課担当職員が、支出命令書「地区敬老事業補助金」を起案し、福祉政策課長が専決して、交付規則第18条第1項ただし書及び本件要綱第6条の規定により、前金払(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第163条第2号)を行った。内容は下記の表に記載のとおりである。

なお、決裁区分は、決裁規則第13条第1項に規定する「部長及び課長の専決事項」のうち、

「別表第1 共通専決事項」

「財務に関する事項」

「イ その他の事項」

の表において、「支出命令」が「課長等」とされていることによる。

	令和6年度	令和7年度
起案日・決裁日	令和6年8月19日	令和7年8月20日

支出命令額	1,114,000円	1,108,000円
支払日	令和6年8月30日	令和7年8月29日

キ 「I」地区敬老事業

本件自治会連合会が提出した後記クの事業報告書によると、「I」地区敬老事業は、小学校体育館において、令和6年9月16日、令和7年9月15日に行われた。

なお、本件監査の過程で、出席者等は以下のとおりであったと判明した。

	令和6年度	令和7年度
招待された者	出席154人 +欠席581人 = 735人	出席166人 +欠席507人 = 673人
招待されなかった者	279人	335人
合計	1,014人	1,008人

ク 補助事業の実績報告

本件自治会連合会が、岐阜市長宛て補助事業等実績報告書（事業報告書及び収支決算書が添付されている。）を提出し、交付規則第15条に規定する実績報告を行った。内容は下記の表に記載のとおりである。

なお、収支決算書によると、交付した補助金は、全額補助事業に充当され、また、本件補助金の額及びその説明は、前記アの記載と同じである。

	令和6年度	令和7年度
報告日	令和6年9月30日付け	令和7年10月6日付け
収支決算書記載の補助金額	1,114,000円（100,000円＋@1,000円×1,014人）	1,108,000円（100,000円＋@1,000円×1,008人）

ケ 補助金の額の確定

高齢福祉課担当職員が、決裁「地区敬老事業補助金の確定について」を起案し、福祉部長が専決して、交付規則第16条に規定する補助金の額の確定を行った。内容は下記の表に記載のとおりである。

なお、令和6年度及び令和7年度において、当該地区以外の5地区について、確定金額を超える補助金が交付されているとして、交付規則第20条第2項の規定により、返還を命じている。

	令和6年度	令和7年度
起案日	令和6年12月3日	令和7年12月15日
決裁日	令和6年12月9日	令和7年12月17日
確定金額	1,114,000円	1,108,000円

コ 補助金の額の確定の通知

岐阜市長名で、本件自治会連合会宛て補助金等確定通知書により、交付規則第16条に規定する補助金の額の確定通知を行った。内容は下記の表に記載のとおりである。

	令和6年度	令和7年度
確定通知日	令和6年12月16日付け	令和7年12月22日付け

(4) 岐阜市包括外部監査結果における指摘及び意見への対応

ア 令和2年度包括外部監査結果における指摘及び意見への対応状況

(ア) 令和2年度包括外部監査結果

同監査結果は、「岐阜市の補助金、負担金及び交付金」をテーマとしており、地区敬老会運営費補助金に対して、以下の指摘及び意見があった。

- ・【指摘】 交付要綱において、補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。なお、飲食費は、受益者負担とし、補助対象経費から除くべきである。
- ・【指摘】 補助対象事業を地区敬老会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、出席者数を見込んだ敬老会の開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。
- ・【意見（後記（イ）c及びイ（ア）において「2年度意見」という。）】 高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい。

(イ) 高齢福祉課は、前記（ア）について、市ホームページの措置状況報告書に以下のとおり記載し、対応している旨述べている。

a 令和3年度末時点

中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である、と記載している。

b 令和4年度末時点

補助対象経費を交付要綱に定めるように引き続き検討し、その後は、補助対象経費から算定するようにしていく、と記載している（なお、本件監査の過程で監査対象部局に聴取を実施したところ、中核市を対象に飲食費に係る調査を実施し、「飲食費を補助対象経費として認めているとの結果が得られたため、本市も補助対象経費として本件要綱に定めた」旨の回答を得た。）。

c 令和5年度末時点以降

令和6年3月に本件要綱の改正を行い、補助対象経費について定めた、と記載し、令和6年度以降、本件要綱の規定により補助金の交付を行っ

ている。

また、2年度意見について、令和5年度以降、自治会連合会を所管する市民協働推進部（当時）と、一括交付金に関する協議を行っており、引き続き検討中である旨記載している。

d 令和6年度末時点以降

敬老事業の実施方法について、老人福祉法(昭和38年法第133号)第5条第3項の趣旨に基づき、地区敬老事業として自治会により行われること、また、その実施方法について、自治会において、その地域の状況に則した方法によることを記載している。

イ 令和4年度包括外部監査結果における指摘への対応状況

(ア) 令和4年度包括外部監査結果

同監査結果は、「岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況」をテーマとしており、地区敬老会運営費補助金に係る2年度意見に対して、以下の指摘があった。

- ・【指摘】市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して（補助金、負担金又は交付金、委託料など）、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。

まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。

前橋市は、「行政連絡事務事業」、「高齢者地域交流事業」、「環境美化活動等に伴う事務事業」、「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことで、参考になる。

(イ) 高齢福祉課は、前記（ア）について、市ホームページの措置状況報告書に以下のとおり記載し、対応している旨述べている。

a 令和5年度末時点・令和6年度末時点

自治会連合会を所管する市民協働推進部（当時）が、「協働のまちづくり推進計画2023-2027」の期間中に整理を行っており、次期計画策定時に一括交付金等制度の導入も含め地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指しており、その計画に沿った形で検討が行われている旨記載している。

2 監査委員の判断

(1) 要件審査

法第242条第2項は、住民監査請求について「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。これを本件監査請求についてみると、以下のとおりである。

ア 交付決定、支出及び額の確定並びに交付決定の取消し（減額を内容とする支出負担行為）の不作为に係る検討

(ア) 当該行為から「1年を経過した」か

- a 最高裁判所平成14年9月12日判決・民事判例集56巻7号1481頁は、「法242条2項本文は、財務会計上の行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは監査請求をすることができない旨を定めるところ、上記行為のあつた日とは一時的行為のあつた日を、上記行為の終わつた日とは継続的行為についてその行為が終わつた日を、それぞれ意味するものと解するのが相当であり、当該行為が外部に対して認識可能となるか否かは、同項本文所定の監査請求期間の起算日の決定に何ら影響を及ぼさない」と判示する。
- b そして、最高裁判所平成7年2月21日判決・裁判集民事174号285頁は、法第232条の5第2項の規定による概算払に係る住民監査請求について、「概算払による公金の支出に違法又は不当の点がある場合は、債務が確定していないからといって、これについて監査請求をすることが妨げられる理由はない。」としつつ、「債務が確定した段階で精算手続として行われる財務会計上の行為に違法又は不当の点があるならば、これについては、別途監査請求をすることができるというべきである。そうすると、概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から一年を経過したときは、これをする事ができないものと解するのが相当である」と判示する。
- c 前記1(3)カによると、本件補助金は、施行令第163条第2号に規定する前金払（金額の確定した債務を履行期限前に支払う方法）により支払われたから、本件補助金の債務の額は、支出時に確定している。
- d 前記a、b及びcを踏まえ、本件監査請求が法第242条第2項本文に規定する「当該行為」から「1年を経過した」か否かを検討するに、本件補助金に係る財務会計上の行為のうち「当該行為」に該当するものは、交付決定（支出負担行為）及び支出に限定され、額の確定及び交付決定の取消し（減額を内容とする支出負担行為）の不作为は含まれないこととなる。
- e そこで、本件補助金の交付決定及び支出の実施時期から本件監査請求までの日数を見ると、下記一覧表のとおりであり、本件監査請求がなされた令和8年3月18日の時点において、令和6年度の本件補助金の交付決定及び支出については、既に「1年を経過した」と認められるから、

法第242条第2項本文の規定により、監査請求することができないものと解する。

	令和6年度	令和7年度
交付決定日	令和6年8月19日	令和7年8月19日
支出日	令和6年8月30日	令和7年8月29日

(イ) 法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるか

a 前掲最高裁判所平成14年9月12日判決は、以下のとおり判示している。

すなわち、法第242条第2項本文が法的安定性の確保を趣旨とする一方、「当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。」

その判断基準として、「当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（略）このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」

b これを本件補助金の交付決定及び支出についてみるに、いわゆる裏金処理等として秘密裡に執行されたものでなく、請求人においても、情報公開請求等の通常的手段により、本件監査請求をするに足りる程度に当該各行為の存在及び内容を知ることが客観的に可能であったものと認められる。

c 措置請求書によると、請求人は、令和7年9月15日に「I」地区において開催された敬老会の後、自治会員でない者が敬老会から除外されていることに疑問を持ち、同年9月17日に、高齢福祉課に対して問合せを始めた。

そして、同年11月6日付け高齢福祉課宛て電子メールの中で、自治会未加入者が除外されているのはおかしい、補助金の不正受給である、と指摘をしており、遅くともこの日までに行為の存在及び内容を知っていたと解される。

前記11月6日から、本件監査請求日の令和8年3月18日までの日

数は132日であり、法第242条第2項ただし書に規定する「相当な期間」内に本件監査請求をしたものと認めることまではできないから、「正当な理由があるとき」に該当するものと解することはできない。

(ウ) 以上により、令和6年度の本件補助金に係る本件監査請求のうち、交付決定及び支出については、法第242条第2項本文の規定する「1年を経過した」に該当し、かつ、同項ただし書の「正当な理由があるとき」に該当しないから、不適法と解するのが相当である。

イ 損害賠償請求及び返還請求の不作为に係る検討

(ア) 請求人は、本件自治会連合会が本件補助金の不正受給により市に損害を与えていること、及び福祉部が本件自治会連合会に対して本件補助金の損害賠償請求及び返還請求を怠っている旨主張している。これらの請求権は、損害賠償請求権（民法第709条）及び不当利得返還請求権（同法第703条）であり、法第240条第1項に規定する債権に該当することから、法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」の有無が問題となる。

(イ) なお、交付規則第20条第2項は、補助金の額の確定後に返還を命ずることができる旨を規定しているが、この返還命令は、本件監査請求において、前記（ア）の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権と実質的に判断が重複するものと解されることから、これも併せて「財産の管理を怠る事実」の有無を論じることとする。

(ウ) この「財産の管理を怠る事実」については、法第242条第2項本文に規定する「当該行為」に含まれず、同項の適用を受けないから、「1年を経過した」か否か、すなわち、請求人がいつ本件監査請求をしたかは、問題とならないと解するのが相当である。

(2) 監査対象事項の判断

前記（1）を踏まえ、以下、令和6年度及び令和7年度の本件補助金について検討する。

ア 令和7年度本件補助金の交付決定（支出負担行為）は、違法又は不当な債務の負担に該当するか

(ア) 本件補助金の交付決定（支出負担行為）は、交付規則第5条第1項の規定により行われたものである。

同項は、「補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査（略）により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）並びに予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。」と規定している。

(イ) 本件補助金の申請内容を検討するに、補助金の交付の対象（本件要綱第2条）及び補助金の額（本件要綱第3条）について、違反する点は認められない。

(ウ) しかし、本件補助金の交付申請日は、令和7年8月1日付けであり、交付申請の期限について定める交付規則第4条「その定める時期までに」、及び本件要綱第4条「規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、交付年度の7月末日までに行うものとする。」の規定に違反し、1日を経過していた。

(エ) 交付規則第5条の規定を見るに、交付決定に当たり調査すべき事項として、「当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）並びに予算で定めるところに違反しないかどうか」が挙げられている。

この「規則」に交付規則第4条の「その定める時期までに」が含まれることから、本件補助金について、交付申請の期限経過後の交付決定が、交付規則第5条第1項に規定する調査義務に違反してなされたか否かを検討する。

(オ) この点について、確認された事実関係は、以下のとおりであった。

a 高齢福祉課作成の地区敬老事業マニュアルを見るに、「申請書は、要綱上は「7月末日までに提出」であるが、自治会連絡協議会が（H30は）8月1日のため、期限はその日にする。受付印は7月中の日付にする（要綱上の規定）。」と記載されており、平成30年度当時は、本件要綱第4条に規定する交付申請の期限（7月末日）を経過した後も、申請を受け付ける取扱いがなされていたものと解される。

b 高齢福祉課は、令和7年6月2日付け自治会連合会宛て文書「令和7年度「地区敬老事業」について（お願い）」により、補助金等交付申請書等の提出を依頼していたが、同文書中、提出期限を「令和7年8月1日（金）の定例会まで」と記載し、各自治会連合会に対して、交付申請の期限を、本件要綱第4条が定める7月末日の1日後（8月1日）までとする旨を示していた。

c このように期限を変更した理由を高齢福祉課に確認したところ、自治会連合会の事務負担軽減を考慮したとのことである。具体的には、6月2日付け文書を受領した自治会連合会は、申請期限である7月末日までの59日間に、地区敬老事業の計画立案や予算見積を行う必要がある。敬老事業には、日時、場所、招待者、招待の方法及び敬老の方法（祝い品の調達、催し物の出演交渉等）が含まれ、その負担は軽微なものではないと考えられる。こうした事情を踏まえ、高齢福祉課は、（自治会連合会会長が出席する）自治会連絡協議会が開催される8月1日までに、補助金等交付申請書等の回収を計画したものである。

d 以上の経緯を踏まえ、前記1(3)イのとおり、福祉部において、補助金等交付申請書(本件補助金に係る8月1日付けのものを含む。)に対して、交付決定を行ったものである。

(カ) 前記(オ)によると、福祉部は、本件補助金に係る補助金等交付申請書が、交付申請の期限を経過していたことを認識しながら交付決定を行っており、交付規則第5条第1項に規定する交付決定時の調査を適正に行う義務に違反したものと認められる。

(キ) 次に、この調査義務違反を経た交付決定(支出負担行為)が、違法又は不当な債務の負担に該当するか否かを検討する。

ところで、本件補助金は、法律又は条例でなく交付規則及び本件要綱を根拠としている。

このことについて、最高裁判所昭和39年10月29日判決・民事判例集18巻8号1809頁が、「行政庁の処分とは、(略)、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」と判示していること、法第14条第2項が、「義務を課し、又は権利を制限するには、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」と規定していること、及び交付規則が法第15条第1項に規定する内部的規律たる性質を有する規則であることを鑑みれば、本件補助金の交付決定の法的性質は、行政処分でないとして解される。

そして、交付規則に定める補助事業者の義務は、交付規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書(様式第2号)の「交付の条件」に記載する「補助事業等の実施にあたっては、岐阜市補助金等交付規則に定めるところにより行わなければなりません。」「補助事業等の執行方法が不適當な場合には、補助金等の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。」等により、市・補助事業者間の合意の内容となるから、交付決定の法的性質は、公益性のある負担付贈与契約(法第232条の2、民法第553条)であると解される。

そして、本件補助金については、令和7年8月1日付け補助金等交付申請書及び交付決定、すなわち、申込みと承諾が下記のとおり合致し、齟齬はないことから、交付決定は有効に成立したものと判断する。

- ・ 本件要綱第2条第1項の規定による自治会連合会からの申請であること
- ・ 補助対象経費が本件要綱第2条第2項に規定した費用であり、かつ額が第3条第2号の規定による限度額以下であること
- ・ 福祉部が依頼したとおり、同年8月1日付けの申請であること
- ・ 申請日以外の申請の内容が交付規則及び本件要綱に違反していないこと

(ク) 以上を鑑みれば、本件補助金について、前記(カ)の交付規則第5条第1項に規定する交付決定時の調査義務違反は、市内部の職務行為の準則に

違反するものではあるが、(キ)の交付決定の効力に影響を及ぼすまでのものではないと解され、したがって、交付決定(支出負担行為)は、違法又は不当な債務の負担に該当しないと判断するのが相当である。

イ 令和7年度本件補助金の支出は、違法又は不当な支出に該当するか

本件補助金の支出は、前記アのとおり、先行する交付決定(支出負担行為)が違法又は不当な債務の負担でなく、かつ交付規則第18条第1項ただし書及び本件要綱第6条の規定による前金払の方法によりなされたものであるから、違法又は不当でないとして判断するのが相当である。

ウ 令和6年度及び令和7年度の本件補助金の損害賠償請求及び返還請求の不作为は、違法又は不当に財産の管理を怠る事実として該当するか

(ア) 請求人は、本件補助金について、対象者を本件要綱第3条第2号に規定する満80歳以上の高齢者全員とすべきところ、自治会未加入者を除外したこと、目的外使用を看過したこと、及び本件自治会連合会に対してこれらに係る損害賠償請求及び返還請求(請求人の主張する「自主返還を促す」行為もこれに含まれるものと解される。)を行わなかったことが違法又は不当である旨主張している。

(イ) 地区敬老事業の対象者の範囲について検討するに、本件要綱第1条は、地区敬老事業の対象者について「高齢者」と規定するのみであり、高齢者の年齢要件、自治会への加入の有無その他の具体的要件について何ら定めを置いていない。

(ウ) 令和7年6月2日付け自治会連合会会長宛て文書を見るに、高齢福祉課から満80歳以上の高齢者名簿を送付する際、自治会連合会が希望する場合には76歳以上80歳未満の対象者の名簿も併せて送付する旨が記載されている。この取扱いは、少なくとも年齢要件について、何歳以上の高齢者を地区敬老事業の対象者として招待するかを自治会連合会の判断に委ねていることを示している。

(エ) 同文書及び地区敬老事業マニュアルにおいても、地区敬老事業の対象者について、高齢者であること以外に、年齢、自治会加入の有無等の要件を定めた記載は見当たらない。

(オ) 本件要綱第3条第2号は、「補助金の交付を受けようとする年度(以下「交付年度」という。)の3月31日現在において満80歳以上である者(交付年度の6月1日現在において、本市の住民基本台帳に記録されている者(当該自治会連合会の区域に住所を有する者に限る。))に限る。」と規定している。

この規定は、同条柱書きが「補助金の交付の限度額は、予算の範囲内で、次に掲げる額を合算して得た額とする。」と規定していることから明らかなとおり、補助金の交付限度額を算定するための基準を定めたものである。すなわち、「満80歳以上である者(略)の数」は、補助金額の積算

- 根拠として用いられているに過ぎず、これらの者全員を地区敬老事業の対象者とする法的義務を補助事業者に課したものと解することはできない。
- (カ) 補助事業等実績報告書の審査について検討するに、前記(オ)において示したとおり、福祉部には、本件要綱第3条第2号に規定する「満80歳以上である者(略)の数」と実際の地区敬老事業の対象者の数を一致させる法的義務が存在しない以上、この点について、交付規則第16条が定める「報告書等の書類の審査」に係る不作為はなかったものと認められる。
- (キ) 以上に検討したところによれば、請求人の主張する「自治会に加入していない高齢者が地区敬老事業の対象者から除外されているから補助金の執行が違法又は不当である」との主張は、理由がなく、また、補助事業等実績報告書の審査についても、不作為はなかったものと認められる。

したがって、市に、本件補助金に係る損害賠償請求権及び返還請求権が発生していると認めることはできないことから、損害賠償請求及び返還請求の不作為はなく、及び違法又は不当に財産の管理を怠る事実があったと認めることはできないと判断するのが相当である。

- (ク) なお、本件補助金の交付決定(支出負担行為)及び支出は、前記ア及びイのとおり、違法又は不当ではないと解されるが、仮に、違法又は不当であるとした場合の、損害賠償請求及び返還請求について検討する。

前記ア(オ)によると、高齢福祉課は、本件自治会連合会に対して、交付の申請は本来の期限(7月末日)後でよいと伝え、本件自治会連合会が8月1日に申請を行い、補助事業に着手している。仮に、その後、福祉部が申請期限の経過を理由として、損害賠償請求及び返還請求を行うと、本件自治会連合会は、高齢福祉課の言動と交付決定を信じて補助事業に着手した後であり、不測の損害を被るおそれがある。よって、損害賠償請求及び返還請求は、民法第1条第2項が規定する「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」に反することとなるから、許されないものとする。

以上により、福祉部が、申請期限の経過を理由として、損害賠償請求及び返還請求を行うことはできないと判断するのが相当である。

- (ケ) 加えて、請求人は、本件補助金で購入した物品が、「I」地区の敬老事業以外に(目的外)使用されたと主張するので、以下検討する。

まず、交付規則第24条本文は、補助金により取得した財産の処分制限について、「補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」と規定している。しかしながら、同条は、当該制限の対象財産を、不動産及びその従物、機械及び重要な器具で別に定めるもの等、限定的に列挙するところ、本件補助金により購入された物品は、全て消耗品であり、

同条に列挙された財産に含まれない。

次に、本件補助金で購入した物品の転用が、交付決定の取消事由の一である「補助金等を他の用途に使用したとき」（交付規則第19条第1項第1号）に該当するか否かについて検討すると、地区敬老事業の性質に鑑みれば、事業実施に当たっては物品等の必要数量を事前に合理的に見積もって調達せざるを得ず、事業完了後において購入物品に余剰が生じる場合があることは、想定され得る事態である。

このような実情に照らせば、余剰物品の処理に関する負担を一律に本件自治会連合会に課すことは、過度かつ不合理な負担を課するものであり、地区敬老事業の趣旨に反するものと考えられる。

さらに、余剰物品の取扱いについて実質的に考察するに、これを単純に廃棄処分に付すよりも、本件自治会連合会の私的利用に供されるものでない限りにおいて、地域における公益活動等に有効活用することは合理的であると解するのが相当である。

以上を総合的に勘案すると、仮に余剰物品を生じ、本件自治会連合会がこれを他の地域活動に転用し、その後に福祉部が本件補助金の返還を求めなかったという不作為があったとしても、そのことをもって違法又は不当に「財産の管理を怠る事実」に該当するということとはできないと判断する。

3 結 論

- (1) 前記2(1)アにより、令和6年度の本件補助金の交付決定及び支出に係る本件監査請求を不適法なものとして却下する。
- (2) 前記2(2)により、令和7年度の本件補助金のうち、交付決定及び支出は、いずれも違法又は不当なものでなく、また、令和6年度及び令和7年度の本件補助金のうち、損害賠償請求及び返還請求の不作為について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実も認められないことから、本件監査請求を棄却する。

4 意 見

- (1) 本件監査の過程で、本件補助金に係る事務執行において、以下の課題が確認された。

ア 本件要綱第4条に規定する期限を経過した申請に係る交付決定等

本件要綱第4条が定める補助金の交付の申請期限が、7月末日であるにもかかわらず、8月1日以降付けの補助金等交付申請書を受け付け、交付決定したものを複数件見受けた。

高齢福祉課の地区敬老事業マニュアルを確認したところ、「申請書は、要綱上は「7月末までに提出」であるが、自治会連絡協議会が（H30は）8月1日のため、期限はその日にする」、「受付印は7月中の日付にする」、「す

すべての申請書等に、日付を記入しないようにさせること」等の記載があり、高齢福祉課において、申請後の日付の処理を示唆する内容となっていた。

前記2(2)ア(オ)のとおり、自治会連合会の事務負担を鑑み、補助金に係る事務の見直し、本件要綱の規定の見直し、地区敬老事業マニュアルの適正化に向け検討されたい。

イ 補助事業等実績報告書添付の事業報告書に係る審査不備

高齢福祉課は、令和7年6月2日付けで、自治会連合会会長に対し、補助金交付申請に関する書類の提出を依頼したが、その際の記載要領において、「事業報告書に記載する欠席者数」を、「収支決算書に記載する人数」から「事業報告書に記載する出席者数」を差し引いた数と一致させる旨指示していた。

しかしながら、令和7年度の本件補助金に係る補助事業等実績報告書(事業報告書及び収支決算書が添付されている。)を見るに、記載要領によれば、収支決算書1,008人－出席者数166人＝欠席者数842人となるところ、欠席者数507人と記載されており、記載要領による計算結果を335人下回っていた。

関係職員の陳述によると、高齢福祉課は本件監査請求後に初めてこの記載を確認したとのことであった。

今後、敬老事業補助金に係る書類を審査する際、遺漏なく確認を実施するよう徹底されたい。

- (2) 地区敬老事業を取り巻く状況として、以下の事実が認められる。すなわち、本市において、地区敬老事業に対する補助を開始した昭和45年度から10年を経た昭和55年度において、80歳以上人口は4,583人(人口比率1.12%)、自治会加入率は86.1%という状況であった。

これに対し、令和元年度及び7年度の市の80歳以上人口を比較すると、36,142人(人口比率8.83%)から7,234人増加して43,376人(同10.91%)となる一方で、自治会加入率は60.1%から8.6ポイント減少して51.5%となっている。

このように、現在、自治会加入率が逡減する一方で、地区敬老事業の対象者となる高齢者数が増加する状況、及び自治会連合会が地区敬老事業を実施する際の事務負担が軽微なものではない状況の中で、本件監査請求は、結果として、今後の地区敬老事業のあり方に係る問題提起を含んでいたものと理解される。

折しも、前記1(4)のとおり、高齢福祉課は、包括外部監査結果において、

- ・ 市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付すること

が適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して（補助金、負担金又は交付金、委託料など）、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。

- ・まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。
- ・前橋市は、「行政連絡事務事業」、「高齢者地域交流事業」、「環境美化活動等に伴う事務事業」、「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことで、参考になる。

と指摘を受けたところである。

これに対して、高齢福祉課は、措置状況報告書の中で、自治会連合会を所管する市民協働推進部（当時）が、「協働のまちづくり推進計画2023-2027」の期間中に整理を行っており、次期計画策定時に一括交付金等制度の導入も含め地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指しており、その計画に沿った形で検討が行われている旨を記載しているとのことであった。

前記（1）の課題に対する対応は、上記の整理と併せて行われることも想定されるが、いずれにしても、市民に対する説明を丁寧に行い、理解を得られるように、敬老事業補助金に係る事務の改善を図り、交付規則第1条に規定されている趣旨「(略)補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図る」を踏まえた適正な事務執行の確保に努められたい。